

肥料価格高騰対策事業（春肥）のお知らせ

○肥料価格高騰対策事業（春肥）の内容

肥料価格高騰による農家経営への影響を緩和するため、化学肥料の2割低減の取組を行う農業者に対して肥料コスト上昇分に対し国から70%、県から15%が支援されます。

※上昇率は後日決定されます。

➤すでに令和5年産米の肥料はJAの予約注文書と同時に事業申込みを回収し、受付完了となっていますが、今回米以外等の肥料について事業受付を行います。

○令和5年産に使用する春肥（令和4年11月～購入した肥料）の事業申込受付を行います！

○肥料価格高騰対策事業（春肥）の申込内容

①事業申込内容について

令和5年産JAの米肥料（特別栽培米、飼料用米、JA米、その他）についてはすでに事業申込書を取りまとめているので、今回申込を行う必要はありません。

②事業申込書について

・令和5年1月末までにJAから肥料（米以外）を購入された方は個別に事業申請に必要な書類（事業申込書、購買代金請求書）を郵送します。

③事業申込受付について

春肥（令和4年11月～）を購入された方は②のJAから届いた事業申込書や現金購入の場合は肥料の品名が分かる領収書、JAの通帳コピーをご持参の上以下の受付会場へご来場ください。

○令和5年2月20日（月） 桂川住民センター（桂川町土居424-8）

○令和5年2月21日（火） JA嘉穂支所（嘉麻市上西郷26番地1）

○令和5年2月22日（水） JA本所（飯塚市小正319番地1）

○令和5年2月24日（金） JA本所（飯塚市小正319番地1）

※各会場 9時～16時まで

JAふくおか嘉穂 肥料価格高騰対策事業お問い合わせ先
TEL:080-1722-4335 担当:藤野
TEL:080-6459-1857 担当:中川

【肥料価格高騰対策事業（春肥）Q&A】



事業の申請はどうしたらいいの？

事業申請はJAと市町（再生協議会）が行います。農家の皆様はJAから届いた封筒（2月中旬頃郵送します）に入っている事業申込書とJAの口座番号が分かるもの（通帳や通帳コピー）をご持参の上受付会場へご来場ください。

封筒が届いて無い場合は肥料の品名が分かる領収書などや通帳のコピーをご持参ください。



事業要件の化学肥料低減計画書の取組みメニューは自分で決めていいの？

取組みメニューによっては、作業写真や作業写真の提出を求められるため、取り組みやすく確認しやすいメニューについて受付時に聞き取ります。



JA以外から購入した春肥の事業申込みはどうしたらいいの？

肥料価格高騰対策事業は肥料購入先に事業申込みを行う事となっていますが、購入先が事業受付を行わない場合は、受付会場へ肥料の品名が分かる書類（納品書等）と領収書をご持参ください。



【その他注意点】

- ・事業申請を行った肥料は返品不可を基本とします。
- ・補助金入金時期は未定です。金額が分かり次第家庭訪問日で補助金決定通知を配布します。